特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	児童福祉法における障害児通所給付等に係る事務のうち、自立支援給付システムで取り扱う受給者を対象とする事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田区は、児童福祉法における障害児通所給付等に係る事務に係る特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本業務において取り扱う情報は、利用者の支援を必要とする状況や世帯の収入等の状況など個人のプライバシーに係る情報であることを認識し、本業務を担当する職員のみをシステム操作者として登録する等の管理を行い、情報の不正利用(不必要な情報の閲覧、発行等)を防ぐ対策をとっている。

評価実施機関名

大田区長

公表日

令和6年9月20日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

<u>- 1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/</u>							
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称 児童福祉法における障害児通所給付等に係る事務のうち、自立支援給付システムで取り扱う受給対象とする事務							
②事務の概要	・障害児通所給付費または特例障害児通所給付費の支給申請の受理、給付決定、給付決定の通知、変更申請の受理、給付決定の変更、変更の通知 ・肢体不自由児通所医療費の支給 ・障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給申請の受理、支給、支給の取消し ・児童福祉法第二十一条の六の障害福祉サービス提供に関する事務 ・高額障害児通所給付費の支給申請の受理、支給 ・負担能力の設定及び費用の徴収						
③システムの名称	自立支援給付システム、区民情報系基盤システム、中間サーバー						

2. 特定個人情報ファイル名

提供情報ファイル 情報参照ファイル 情報提供ファイル 統合宛名番号ファイル 統合宛名情報ファイル 符号管理ファイル 庁内連携 ファイル 自立支援給付システムファイル 医療証公費受給者証番号名簿ファイル 受給者証台帳(システム外)ファイル

3. 個人番号の利用 ・番号法第9条(利用範囲)第1項別表項番9 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第8条(児童福祉法関係)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無 [実施する] (選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定 (情報参照ができる根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の第14項及び第16条(児童福祉法関係)第15項及び第17条(児童福祉法関係)第15項及び第17条(児童福祉法関係)第155項及び第22条(児童福祉法関係)第155項及び第25条(アピ・子育て支援法関係)(特報提供ができる根拠法令)・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の第11項及び第13条(児童福祉法関係)第15項及び第15項及び第12条(児童福祉法関係)第15項及び第12条(児童福祉法関係)第15項及び第12条(児童福祉法関係)第10項及び第22条(児童福祉法関係)第80項及び第22条(児童福祉法関係)第80項及び第22条(児童福祉法関係)第80項及び第3条(災害対策基本法関係)第80項及び第3条(災害対策基本法関係)			
・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の第14項及び第16条(児童福祉法関係)第15項及び第17条(児童福祉法関係)第20項及び第22条(児童福祉法関係)第155項及び第157条(子ども・子育て支援法関係) ②法令上の根拠 ※番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の第11項及び第13条(児童福祉法関係)第11項及び第13条(児童福祉法関係)第11項及び第16条(児童福祉法関係)第15項及び第17条(児童福祉法関係)第20項及び第22条(児童福祉法関係)第20項及び第22条(児童福祉法関係)第20項及び第22条(児童福祉法関係)第80項及び第83条(災害対策基本法関係)	①実施の有無	2 3,127 2 2	1) 実施する 2) 実施しない
第144項及び第146条(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係) 第155項及び第157条(子ども・子育て支援法関係)	②法令上の根拠	・番号法第19条(特定個人情報の持 ・行政手続きにおける特定の個人を 利用特定個人情報の提供に関する 第14項及び第16条(児童福祉法関 第15項及び第17条(児童福祉法関 第20項及び第22条(児童福祉法関 第155項及び第157条(子ども・子 〈情報提供ができる根拠法令令 ・番号法第19条(特定個人情報の ・・番号法第における特定の個人を ・行政手続における特定の個人を ・行政手続における特定の個人を 第11項及び第13条(児童福祉法関 第14項及び第17条(児童福祉法関 第15項及び第22条(児童福祉法関 第20項及び第22条(児童福祉法関 第80項及び第83条(災害対策あ日	ដំ別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく 命令第2条の表の 係) 係) 係) を を を供の制限)第8号 識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利 で令第2条の表の 係) 係) 係) 係) 係) 係) 係) 係) 係) 係)

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉サービス推進担当課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 福祉部障害福祉課 〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 03-5744-1316

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 福祉部障害福祉課 〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 03-5744-1316

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	16年8月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か]6年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価	書]		-	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	「重点項目評価書 「全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関につ	ついては、それぞれ	重点項目評	価書又は全項目	評価書において、リス [・]	ク対策の詳細が記載		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	-	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	-	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			[]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	ま(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を	除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	-	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続			しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	-	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3 <u>)課題が残されている</u> <選択肢>			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	-	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・注	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	-	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[O]	内部監査	[] 外部監	查		
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	-	<選択肢> 1)特に力を入れて行っ 2)十分に行っている 2)十分に行っている	ている		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月16日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の概要	・障害児相談支援給付費及び特例障害児相談 支援給付費の支給申請の受理、支給	・障害児相談支援給付費及び特例障害児相談 支援給付費の支給申請の受理、支給、支給の 取消し	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(別表第一主務省令の一部改正に伴う追記)
平成28年6月16日	16報連携 ②法令上の根拠 	第7号 及び別表第二において第4欄(特定個人情報)に「児童福祉法による障害児通所支援に関する情報」が含まれる項(16、56の2、116)・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の別表第二16項関係:第12条(児童福祉法関係)別表第二56の2項関係:第30条(災害対策基本法関係)		事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(別表第二主務省令の一部改正に伴う追記)
平成28年6月16日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当 部署 ②所属長	発達支援担当課長 関 香穂利	発達支援担当課長 澤 健司	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(人事異動に伴う所属 長名の変更)
平成29年7月28日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当 部署 ②所属長	発達支援担当課長 澤 健司	障害福祉サービス推進担当課長 澤 健司	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(組織改正に伴う所属長の役職名の変更)
令和1年6月21日	②注今上の坦伽	児童福祉法による養育里親登録、里親の認定 又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付 費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支 給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組 里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付 費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所 障害児食費等給付費の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法別表第二)
令和1年6月21日	I 関連情報 5 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	障害福祉サービス推進担当課長 澤 健司	障害福祉サービス推進担当課長	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付けられない(評価書様式変更の ため)。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点での計 数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない。
令和1年6月21日	Ⅱしきい値判断項目 1.取扱者数 いつ時点での計 数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない。
令和1年6月21日	Ⅳ リスク対策の追加	なし	項目の追加	事後	ての他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない(評価書様式変更の ため)
	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点での計 数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない(しきい値再判定の実 施)。
	II しきい値判断項目 1.取扱者数 いつ時点での計 数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない(しきい値再判定の実 施)。
	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 〈情報参照ができる根拠法令〉	番号法第19宋(特定個人情報の提供の制限) 第7号 	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限) 第8号	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない(番号利用法改正に 伴う修正)。
	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 <情報提供ができる根拠法令>	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限) 第7号	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限) 第8号	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない(番号利用法改正に 伴う修正)。
	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点での計 数か	令和2年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない(しきい値再判定の実 施)。
令和4年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 1.取扱者数 いつ時点での計 数か	令和2年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない(しきい値再判定の実 施)。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない(しきい値再判定の実 施)。
令和5年6月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点での計 数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない(しきい値再判定の実 施)。
令和5年6月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.取扱者数 いつ時点での計 数か		令和5年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない(しきい値再判定の実 施)。
令和6年9月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	めの番号の利用等に関する法律別表第一の主	・番号法第9余(利用範囲)第1項別表項番9 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第8条(児童福祉法関係)	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付けられていない(番号法等一部 改正法の施行による修正)
令和6年9月20日	I 関連情報 ②法令上の根拠	<情報参照ができる根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 別表第二の10、11、12の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条、第10条(いずれも、児童福祉法関係)	<情報参照ができる根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の第14項及び第16条(児童福祉法関係)第15項及び第17条(児童福祉法関係)第20項及び第22条(児童福祉法関係)第155項及び第157条(子ども・子育て支援法関係)	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付けられていない(番号法等一部 改正法の施行による修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月20日	I 関連情報 ②法令上の根拠	関する情報」が含まれる項(8、11、16、56の2、108、116) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の別表第二8項関係:第7条(児童福祉法関係)別表第二11項関係:第10条(児童福祉法関係)別表第二16項関係:第12条(児童福祉法関係)別表第二56の2項関係:第30条(災害対策基本法関係)別表第二108項関係:第55条(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法		事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付けられていない(番号法等一部 改正法の施行による修正)
令和6年9月20日	II しきい値判断項目 1.取扱者数 いつ時点での計 数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない(しきい値再判定の実 施)。
令和6年9月20日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点での計 数か	令和5年4月1日時点	令和6年8月1日時点	事後	でが他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない(しきい値再判定の実施)。
令和6年9月20日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	での他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない(しきい値再判定の実 施)。